ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに

よる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する第三回質問主意書

出者 鈴木貴子

提

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに

よる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する第三回質問主意書

ロシアのプーチン大統領は、本年六月二十九日に日本漁船も操業するロシア二百海里内のサケ・マス流し

網漁を二〇一六年一月から禁止する法案(以下、「法案」とする。)に署名した。これにより「法案」は成

立した。

右と、 「前回答弁書」 (内閣衆質一八九第四〇二号)並びに、 「前々回答弁書」(内閣衆質一八九第三八

五号)、 「政府答弁書一」 (内閣衆質一八九第三六八号、三四八号、三二六号)及び「政府答弁書二」 向

閣衆質一八九第三〇三号)を踏まえ、再質問する。

前回質問主意書で、現時点で、 林芳正農水大臣として、成立した「法案」 の延期など、 ロシア側に働き

かける考えはあるか問うたが、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第四○二号)では、質問に対し答えてい

ない。当方は、成立した「法案」に対し、ロシア側に延期などを働きかける考えがあるか否か、とする質

問をしているのである。当方の質問に対し、正確に答弁を求める。

右質問する。